

## 2-6-2. 出生時の取扱いについて

**出生時に社会保障カードを発行・交付し、適切な代理権限を有する者が管理することとする。また、出生時から医療保険は必要であり、まず健康保険証としてカードを発行・交付することとする。**

出生時においては、被保険者となる年齢が制度によって異なることから、直ちに関連制度の全てと関係付ける必要はないため、各制度の資格が生じた時点で順次、各制度固有の番号を紐付ける。

出生時の手続きにおいて、考慮すべき選択肢としては、

- ① まず健康保険証としてカードを発行し、その後介護保険証としての機能等を付加していく。(健康保険証としてカードを発行・交付する案)
- ② まずどの機能も有しないカードを発行し、その後健康保険証、介護保険証としての機能等を付加していく。(いずれでもないカードを発行・交付する案)

の2案が考えられ、出生時の発行・交付は、出生時から医療保険は必要となること、現在推進している健康保険証を個人に交付しようとする方式の踏襲であること、保健医療番号が有る場合、この番号を出生時に付番すること等から、①が妥当と考えられる。

一方で、

③ 一定年齢以下の者には原則としてカードを交付しない案も考えられる。

この場合、出生からその年齢までの間、扶養者の社会保障カードとの紐付けが必要になり、この際、運用上の課題が多々想定される。

例えば、一方の親とだけ紐付けた場合、複数の子が同時に複数の医療機関にかかる場合に、紐つけた親の社会保障カードを同時に使用できないため不便であり、少なくとも両親のいずれとも紐付けておくことも必要になる。

さらに、種々の法的制度（刑法、児童福祉法、労働基準法等）のいずれをもとに交付年齢を決めるかの課題もある。

**被用者健保の被扶養者届は、市町村を經由して医療保険者に提出することができることとする。**

出生届の届出先は市町村であるが、被用者健保の被扶養者届は、

- ① 市町村を經由して医療保険者に提出する
- ② (事業所を經由して) 医療保険者に提出する

の2案が考えられる。

被用者健保の被保険者の場合でも、申請の手間という観点からは、出生届と同時に被扶養者届を提出し、扶養者の医療保険資格の確認を行った上で、受け付けた市町村から医療保険者に保健医療番号を含む情報と被扶養者届を伝達し、医療保険者にて被扶養者認定を行い、医療保険の被保険者記号番号を付番して発行者に情報を伝達する流れが、ワンストップサービス化という観点からも便利と考えられる。したがって、被用者健保の被扶養者届は、現行どおり②の事業所を經由して医療保険者に提出する